

令和5年度

## 戸塚西公民館運営審議会

日 時：令和5年7月21日（金）

17時00分～

場 所：戸塚西公民館 講座室

### 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 令和4年度主催事業等実績報告について

(2) 令和5年度主催事業等実施予定について

(3) その他

4 閉 会 副会長挨拶

# 第16期 戸塚西公民館運営審議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

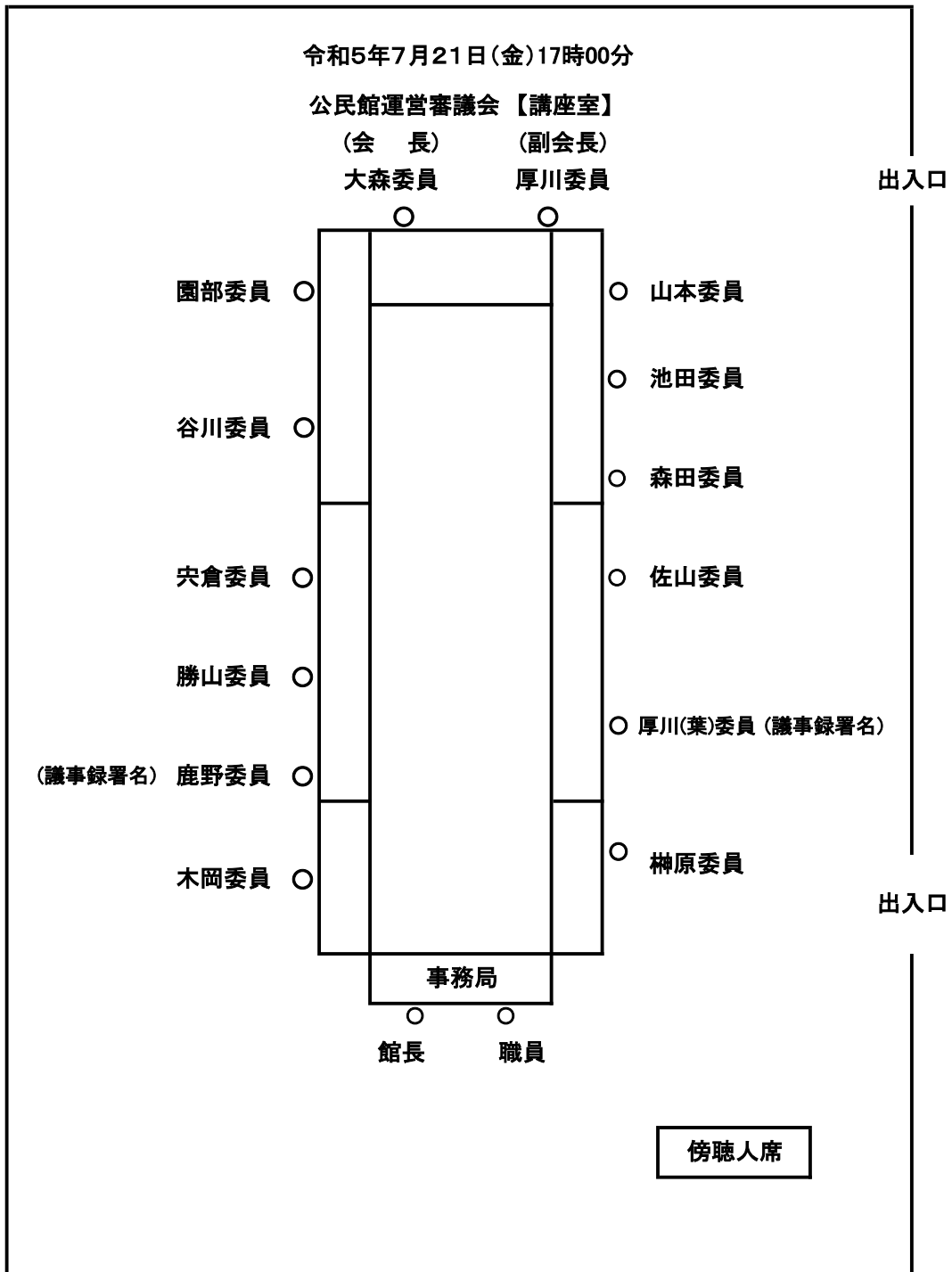
(順不同、敬称略)

◎→会長予定

○→副会長予定

氏名	現在の公職	条例第3条該当名
◎大 森 弘	差間町会長	社会教育関係者
○厚 川 誠 治	一本木町会長	社会教育関係者
山 本 智 久	差間小学校長	学校教育関係者
園 部 隆 男	行衛町会長	社会教育関係者
谷 川 雅 一	上戸塚町会長	社会教育関係者
池 田 和 隆	平沼町会長	社会教育関係者
森 田 雅 久	差間町会副町会長	社会教育関係者
勝 山 光 和	行衛町会副町会長	社会教育関係者
宍 倉 友 江	上戸塚町会会計監査	社会教育関係者
佐 山 道 浩	戸塚西公民館地区 レクリエーション協会理事長	社会教育関係者
厚 川 葉 子	川口市民生（児童）委員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
鹿 野 愛 子	川口市民生（児童）委員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
木 岡 た か し	川口市議会議員	知識経験者
榊 原 秀 忠	川口市議会議員	知識経験者

# 座席表



※ 委員 14人

# 1 令和4年度 主催事業等実績報告について

## (1) 講座・教室等事業実施状況

### ア. 一般教養に関する講座（4回以上）

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
中国語講座	中国語の基礎・基本を学ぶ。 募集人員：20人  参加延人数：95人	1月11日～3月1日 の毎週水曜日 全8回 9:00～11:00 視聴覚ホール	中国語講師 石川 礼子

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
若返り健康講座	健康講座 募集人員：50人/月  参加延人数：213人	4月～3月 第3火曜日 全12回 13:00～15:00 ホール	埼玉県健康管理士会 中村勇他16名

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
川口市民大学	お金や経済に関する知識を得て、現代社会を賢く生きる力を身につける。 募集人員：20人  参加延人数：76人	6月11日～7月2日 の毎週土曜日 全4回 10:00～12:00 視聴覚ホール	埼玉県金融広報アドバイザー ファイナンシャルプランナー 伊田 賢一

### イ. 実務実技に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
スマートフォン入門講座	スマートフォンの基本操作を学ぶ。 募集人員：20人  参加延人数：78人	6月3日～6月24日 の毎週金曜日 全4回 14:00～16:00 講座室	PCインストラクター 宮田 学

## ウ. その他の講座

### ①一般教養に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題 理解講座)	公民館利用についての理解を深める。 人権啓発ビデオを視聴し、人権問題について正しく理解する。  新型コロナウイルス感染症のため中止	中止	

### ②子ども対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
おはなし会  (かたりべ)	童話・民話の「かたり」を聞く。  参加延人数：78人(10回)	毎月第2土曜日 【8月・1月を除く】  11:00～11:30  日本間	かたりべの会
子どもの居場所 学習事業 読み聞かせの会	昔話の読み聞かせ、わらべ唄などを 楽しむ。  参加延人数：863人(45回)	毎週水曜日  11:00～11:30 16:00～16:30 図書コーナー・日本間	てんとう虫文庫

## エ. イベント事業

事業等の名称	実施日
戸塚西公民館地区文化祭は、新型コロナウイルス感染症のため中止	

## (2) 施設の使用状況等

### ア. 施設使用状況

使用件数	利用者数 (人)
4,342	40,800

### イ. 行政サービス取扱状況

#### ①粗大ごみ処理手数料納付券（1枚310円）の交付

件数	枚数	金額(円)
15	40	12,400

#### ②市税収納

税目	件数	金額 (円)
市県民税	0	0
固定資産税	0	0
軽自動車税	0	0

#### ③住民票の写し・戸籍事項証明の交付

	件数	金額 (円)
住民票	0	0
戸籍事項証明	0	0

## 2 令和5年度 主催事業等実施予定について

### (1) 講座・教室等事業実施状況

#### ア. 一般教養に関する講座（4回以上）

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
中国語講座	中国語の基礎、基本を学ぶ。 時期、募集人数は未定。	未定	未定

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
若返り健康講座	健康講座 募集人員：50人/月	4月～3月の原則 第3火曜日 全12回 13:00～14:30 体育ホール	埼玉県健康管理士会 上原 道康 他16名

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
川口市民大学 (文化・芸術・川口学 コース)	私たちの郷土・埼玉の魅力を学び、 郷土愛を深める。 募集人数：20人	7月1日～7月29日の 毎週土曜日 全5回 10:00～11:30 視聴覚ホール	埼玉県県民広聴課魅力 発信担当 大塚 耕己ほか5名

#### イ. 実務実技に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
高齢者向け スマートフォン 入門講座	スマートフォンの基本操作・機能 を学ぶ 募集人数：14人 参加延人数：33人	5月12日～6月2日の 毎週金曜日 全4回 10:00～12:00 講座室	PCインストラクター 宮田 学

#### ウ. その他の講座

##### ①一般教養に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題理解講座)	公民館利用について理解を深める 人権問題について正しく理解する ※クラブリーダー対象 参加延人数：45人	6月30日 19:00～20:30 レジメ啓発冊子配布 視聴覚ホール	公民館職員

## ②子ども対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
おはなし会 (かたりべ)	童話・民話の「かたり」を聞く。	毎月第2土曜日 (5月を除く) 11:00～11:30 日本間	かたりべの会
子どもの居場所 学習事業 読み聞かせの会	昔話の読み聞かせ、わらべ唄などを 楽しむ。	毎週水曜日 (休日を除く) 11:00～11:30 16:00～16:30 図書コーナー・日本間	てんとう虫文庫
子どもパン作り 教室	楽しみながらパン作りを学ぶ。 ハムロールパン 募集人数：小学生 各20人	8月8日～8月9日 10:00～14:00 料理実習室	国際クッキング スクール(校長) 内堀 恵子 助手2名
おもしろ 科学体験教室	身近なものを教材にした工作 体験をとおして科学を学ぶ。 七変化万華鏡、リモコンロボット 募集人数：小学生各15人	8月23日 10:00～12:00 13:30～15:30 講座室	おもしろ彩エンス クラブ代表 小林 久美恵

## エ. イベント事業

事業等の名称	実施日
戸塚西公民館地区文化祭	11月11日(土)
	11月12日(日)



○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日

条例第48号

改正 平成24年3月27日条例第23号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第1項の規定に基づき、  
公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(平成24条例23・追加)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成24条例23・旧第3条繰下)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成24条例23・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成24条例23・旧第5条繰下)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(平成24条例23・旧第6条繰下)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(平成24条例23・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成24条例23・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)
- 2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年3月27日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

## 社会教育法 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

----- ヌ 毛 -----

令和5年度戸塚西公民館運営審議会  
令和5年7月21日(金)17:00~  
戸塚西公民館 講座室